

損益の状況

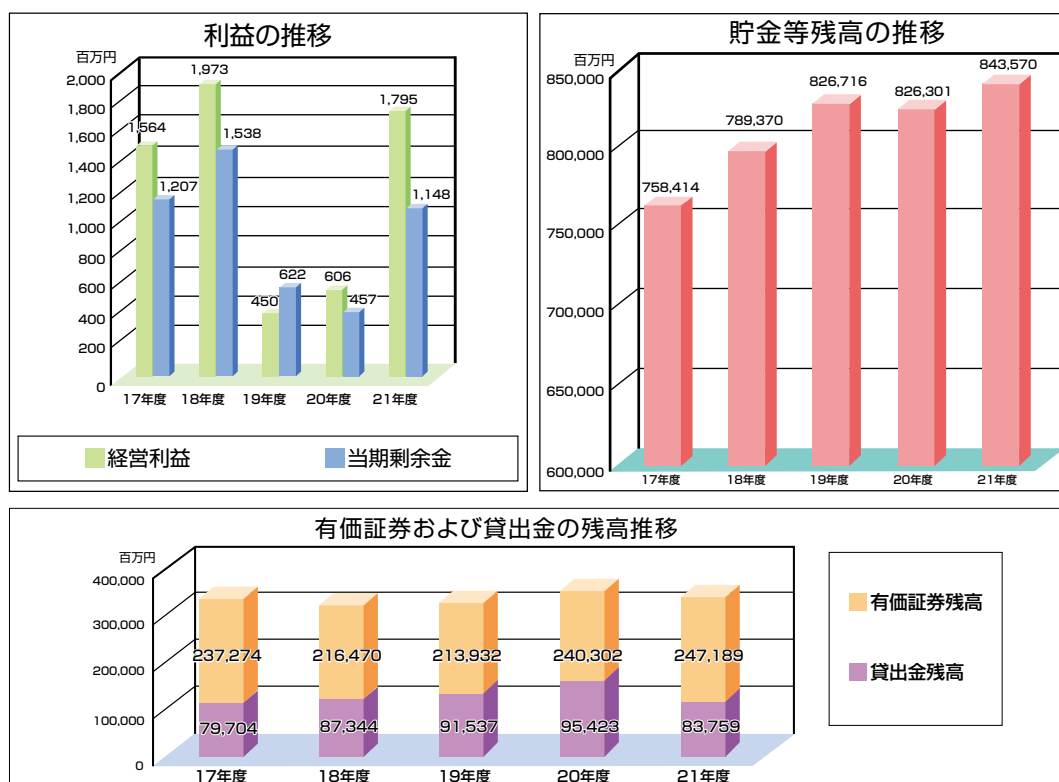
1. 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
経常収益	8,994	10,192	12,244	12,920	11,976
経常利益	1,564	1,973	450	606	1,795
当期剰余金	1,207	1,538	622	457	1,148
出資金 (出資口数)	16,156 (1,615,659)	16,641 (1,664,116)	17,029 (1,702,960)	21,760 (2,176,013)	26,449 (2,664,918)
資本額	33,886	—	—	—	—
純資産額	—	36,469	34,740	39,001	49,477
総資産額	798,731	831,607	868,188	883,252	913,346
貯金等残高	758,414	789,370	826,716	826,301	843,570
貸出金残高	79,704	87,344	91,537	95,423	83,759
有価証券残高	237,274	216,470	213,932	240,302	247,189
剰余金配当金額	523	605	478	442	541
普通出資配当額	239 (3.00)	199 (2.50)	199 (2.50)	159 (2.00)	159 (2.00)
後出資配当額	120 (1.50)	106 (1.25)	111 (1.25)	93 (1.00)	140 (1.00)
事業分量配当額	163 (0.023)	299 (0.043)	166 (0.023)	188 (0.025)	241 (0.030)
職員数	83	86	78	78	71
単体自己資本比率(旧基準)	16.49	—	—	—	—
単体自己資本比率(新基準)	—	18.49	16.74	22.76	25.43

(注) 1. 総資産額には債務保証見返残高は含まれていません。

1. 「農業協同組合法施行規則」(平成 17 年農林水産省令第 27 号) 別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令第 41 号平成 18 年 4 月 28 日) により改正され、平成 18 年 5 月 1 日から施行されたことに伴い、従来の「資本の部」が「純資産の部」に改正されたことから、「資本額」と「純資産額」を区分して記載しています。
2. 自己資本比率算出基準が改正され、新基準(金融庁・農林水産省告示第 2 号農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準)に基づき算出しています。



2. 利益総括表

(単位：百万円,%)

	平成20年度	平成21年度	増減
資金運用収支	2,445	3,296	851
役務取引等収支	82	75	△7
その他事業収支	478	401	△77
事業粗利益	3,006	3,773	766
(事業粗利益率)	(0.37)	(0.47)	0.10

- 注1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円,%)

	平成20年度			平成21年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	804,871	9,537	1.18	803,988	9,711	1.21
うち預け金	469,548	5,445	1.16	463,847	4,897	1.06
うち有価証券	244,457	2,799	1.15	247,939	2,815	1.14
うち貸出金	90,558	1,288	1.42	90,267	1,986	2.20
資金調達勘定	791,116	7,091	0.90	803,289	6,414	0.80
うち貯金	830,398	7,422	0.89	836,822	6,517	0.78
うち借入金	2,935	49	1.68	13,536	273	2.02
総資金利ざや			0.12			0.25

- 注1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋借用金利息＋その他支払利息(支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)／資金調達勘定平均残高(貯金＋借用金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額)×100
 2. 「うち預け金」には受取奨励金及び受取特別配当金が、「うち貯金」には支払奨励金が含まれています。
 3. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	20年度増減額	21年度増減額
受取利息	352	173
うち貸出金	△1	697
うち有価証券	70	16
うち預け金	283	△548
支払利息	507	△677
うち貯金	539	△904
うち借入金	11	224
差し引き	△155	851

- 注1. 増減額は前年度対比です。
 2. 「うち預け金」には受取奨励金及び受取特別配当金が、「うち貯金」には支払奨励金が含まれています。
 3. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減です。

事業の概況

1. 貯金に関する指標

(1) 科目別貯金平均残高

(単位：百万円,%)

	平成20年度		平成21年度		増減
流動性貯金	9,251	(1.11)	10,179	(1.22)	928
定期性貯金	821,051	(98.87)	826,551	(98.77)	5,500
その他の貯金	95	(0.02)	90	(0.01)	△4
計	830,398	(100.00)	836,822	(100.00)	6,424
譲渡性貯金	—	(—)	—	(—)	—
合計	830,398	(100.00)	836,822	(100.00)	6,424

注1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ()内は構成比です。

(2) 定期貯金残高

(単位：百万円,%)

	平成20年度		平成21年度		増減
定期貯金	814,855	(100.00)	834,034	(100.00)	19,179
うち固定自由金利定期	814,855	(100.00)	834,034	(100.00)	19,179
変動自由金利定期	—	(—)	—	(—)	—

注1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

3. ()内は構成比です。

2. 貸出金等に関する指標

(1) 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	平成20年度		平成21年度		増減
手形貸付	882		3,337		2,455
証書貸付	65,379		59,745		△5,633
当座貸越	5,481		3,615		△1,866
金融機関貸付	18,815		23,570		4,754
割引手形	—		—		—
合計	90,558		90,267		△290

(2) 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円,%)

	平成20年度	平成21年度	増減
固定金利貸出	41,032 (43.0)	28,829 (34.4)	△ 12,202
変動金利貸出	54,390 (57.0)	54,929 (65.6)	539
合計	95,423 (100.0)	83,759 (100.0)	△ 11,663

(注) () 内は構成比です。

(3) 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度	増減
貯金等	74	67	△ 7
有価証券	55	5	△ 49
動産	—	—	—
不動産	3,822	2,456	△ 1,365
その他担保物	900	650	△ 250
計	4,852	3,179	△ 1,672
農業信用基金協会	226	195	△ 31
その他保証	8,441	8,283	△ 157
計	8,667	8,479	△ 188
信用	81,903	71,650	△ 10,252
合計	95,423	83,309	△ 12,113

(4) 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度	増減
貯金等	0	0	0
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	292	297	4
その他担保物	—	—	—
計	293	297	4
農業信用基金協会	—	—	—
その他保証	285	242	△ 42
計	285	242	△ 42
信用	—	—	—
合計	579	540	△ 38

(5) 貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円,%)

	平成20年度		平成21年度		増減
設備資金	2,713	(2.8)	1,865	(2.2)	△ 847
運転資金	92,709	(97.2)	81,893	(97.8)	△ 10,816
合計	95,423	(100.0)	83,759	(100.0)	△ 11,663

(注) () 内は構成比です。

(6) 貸出金の業種別残高

(単位：百万円,%)

	平成20年度		平成21年度		増減
農業	21	(0.0)	16	(0.0)	△ 4
林業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
水産業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
製造業	5,627	(5.9)	6,189	(7.4)	561
鉱業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
建設業	239	(0.3)	80	(0.1)	△ 159
電気・ガス・熱供給・水道業	4,000	(4.2)	4,000	(4.8)	—
運輸・通信業	4,360	(4.6)	5,000	(6.0)	640
卸売・小売業・飲食店	5,624	(5.9)	4,741	(5.7)	△ 882
金融・保険業	54,865	(57.5)	44,339	(52.9)	△ 10,525
不動産業	5,973	(6.3)	5,206	(6.2)	△ 767
サービス業	1,463	(1.5)	1,564	(1.9)	100
地方公共団体	10,731	(11.2)	10,608	(12.7)	△ 122
個人	2,515	(2.6)	2,011	(2.4)	△ 504
その他	—	(0.0)	—	(0.0)	—
合計	95,423	(100.0)	83,759	(100.0)	△ 11,663

(注) () 内は構成比です。

(7) 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成20年度	平成21年度	増 減
穀 作		-	
野 菜 ・ 園 芸		7	
果 樹 ・ 樹 園 農 業		-	
工 芸 作 物		-	
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農		-	
養 鶏 ・ 養 卵		-	
養 蚕		-	
そ の 他 農 業		10	
農 業 関 連 団 体 等		1,759	
合 計		1,777	

- 注1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金などが該当します。
 なお、上記(6)の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

【貸出金】

(単位：百万円)

種 類	平成20年度	平成21年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金		1,775	
農 業 制 度 資 金		1	
農 業 近 代 化 資 金		-	
そ の 他 制 度 資 金		1	
合 計		1,777	

- 注1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、京都市農林畜水産業振興資金が該当します。

【受託貸付金】

(単位：百万円)

種 類	平成20年度	平成21年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金		2,824	
合 計		2,824	

(8) リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	担保・保証のない部分 (C)	貸倒引当金 (D)	保 全 率 (B + D) / (A)	引 当 率 D / (C)
破綻先債権額	平成20年度	201	1	200	200	100.00%	100.00%
	平成21年度	1	1	0	0	100.00%	100.00%
延滞債権額	平成20年度	1,080	590	489	489	100.00%	100.00%
	平成21年度	662	263	398	398	100.00%	100.00%
3ヵ月以上延滞債権額	平成20年度	-	-	-	-	-	-
	平成21年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権額	平成20年度	-	-	-	-	-	-
	平成21年度	-	-	-	-	-	-
合 計	平成20年度	1,281	591	690	690	100.00%	100.00%
	平成21年度	664	265	398	398	100.00%	100.00%

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

(9) 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	担保・保証のない部分 (C)	貸倒引当金 (D)	保 全 率 (B + D) / (A)	引 当 率 D / (C)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	平成20年度	442	48	393	393	100.00%	100.00%
	平成21年度	79	2	76	76	100.00%	100.00%
危険債権	平成20年度	841	543	297	297	100.00%	100.00%
	平成21年度	587	263	323	323	100.00%	100.00%
要管理債権	平成20年度	-	-	-	-	-	-
	平成21年度	-	-	-	-	-	-
小計	平成20年度	1,283	592	691	691	100.00%	100.00%
	平成21年度	666	266	399	399	100.00%	100.00%
正常債権	平成20年度	94,842					
	平成21年度	83,714					
合 計	平成20年度	96,126					
	平成21年度	84,381					

(注) 本表記載の資産査定額は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、貸借対照表の貸出金及びその他資産中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分するものです。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更正、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

② 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

③ 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。

④ 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③に掲げる債権以外のものに区分される債権です。

- (10) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況
該当する取引はありません。

- (11) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成20年度					平成21年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	－	126	－	－	126	126	302	－	126	302
個別貸倒引当金	512	691	－	512	691	691	399	258	433	399
合 計	512	817	－	512	817	817	702	258	559	702

- (12) 貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
貸 出 金 償 却	－	－

3. 有価証券に関する指標

- (1) 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度	増 減
国 債	74,960	80,446	5,486
地 方 債	3,337	3,165	△ 171
政府保証債	290	－	△ 290
金 融 債	93,728	101,200	7,471
短期社債	174	－	△ 174
社 債	22,273	27,236	4,962
外国証券	34,055	23,278	△ 10,776
株 式	5,782	4,060	△ 1,721
受益証券	9,855	8,550	△ 1,304
合 計	244,457	247,939	3,481

- (2) 商品有価証券種類別平均残高
該当する取引はありません。

(3) 有価証券残存期間別残高

【平成20年度】

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	-	-	548	-	28,921	42,525	-	71,995
地方債	139	1,817	524	329	359	-	-	3,170
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	14,194	39,681	46,433	-	-	-	-	100,309
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	1,789	4,679	12,826	1,818	5,031	-	-	26,146
外国証券	299	978	1,585	5,483	12,928	7,118	-	28,394
株式	-	-	-	-	-	-	3,760	3,760
受益証券	240	586	413	-	158	-	5,127	6,526
合計	16,663	47,744	62,330	7,631	47,400	49,643	8,887	240,302

【平成21年度】

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	5年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	-	-	548	2,048	54,408	26,380	-	83,386
地方債	59	1,937	599	224	449	-	-	3,271
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	15,327	44,264	42,271	-	-	-	-	101,863
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	2,304	5,892	7,277	1,871	10,473	-	-	27,819
外国証券	-	2,856	-	-	18,650	-	22	21,529
株式	-	-	-	-	-	-	3,472	3,472
受益証券	220	378	227	-	200	-	4,821	5,847
合計	17,911	55,329	50,924	4,144	84,182	26,380	8,316	247,189

(注) 残高は期末貸借対照表計上額を適用しています。

4. 有価証券の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	平成20年度			平成21年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	-	-	-	-	-	-
満期保有目的	54,705	54,692	△ 12	58,998	60,078	1,080
その他	190,677	185,596	△ 5,081	186,015	188,191	2,175
合計	245,383	240,289	△ 5,093	245,013	248,270	3,256

(注) 1. 本表記載の有価証券の時価は期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

その他有価証券として保有する変動利付国債は、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号平成20年10月28日)の公表を受け、理論価格によって評価しています。

2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。

3. 満期保有目的の債券については取得価額を貸借対照表価額としています。

4. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としています。

5. 減損処理については1,145百万円(20年度)、161百万円(21年度)を行っています。

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

種 類	平成20年度			平成21年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
運 用 目 的	2,963	2,963	—	2,970	2,970	0
満期保有目的	40,000	40,866	866	46,000	47,617	1,617
そ の 他	928	669	△ 258	920	743	△ 176
合 計	43,891	44,499	608	49,890	51,332	1,441

- 注) 1. 本表記載の時価は期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。
3. 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益は当期の損益に含めています。
4. 満期保有目的の金銭の信託については取得価額を貸借対照表価額としています。
5. その他目的の金銭の信託については時価を貸借対照表価額としています。

(3) デリバティブ取引等

(金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

●●● 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

	平成20年度	平成21年度	増減
総資産経常利益率	0.07	0.20	0.13
純資産経常利益率	1.54	4.14	2.60
総資産当期純利益率	0.05	0.13	0.08
純資産当期純利益率	1.16	2.65	1.49

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率

(単位：%)

	平成20年度	平成21年度	増減
期 末	11.55	9.93	△ 1.62
期 中 平 均	10.91	10.79	△ 0.12

- (注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 貯証率

(単位：%)

	平成20年度	平成21年度	増減	
貯 証 率	期 末	29.08	29.30	0.22
	期 中 平 均	29.44	29.63	0.19

- (注) 1. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100



自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成22年3月末における自己資本比率は25.43%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか、後配出資金、回転出資金、劣後特約付借入金により調達しています。

普通出資金による調達額	79億円（前年度 79億円）
後配出資金による調達額	188億円（前年度141億円）
回転出資金による調達額	10億円（前年度 9億円）
劣後特約付借入金による調達額	143億円（前年度131億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定的な自己資本比率の維持向上に努めるため、「自己資本拡充計画」に基づき、平成21年度に後配出資金43億円、永久劣後借入金12億円を調達しました。

平成22年度についても、引き続き内部留保に加えて、「自己資本拡充計画」に基づき、後配出資金43億円、劣後特約付借入金6億円を調達する予定です。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成

平成22年3月31日現在

(単位：百万円)

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
出 資 金	22,115	26,841	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
うち後配出資金	14,129	18,856	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
回 転 出 資 金	977	1,054	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
再 評 価 積 立 金	1	1	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
資 本 準 備 金	—	—	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス	25	37
利 益 準 備 金	7,837	8,067	控 除 項 目 不 算 入 額	△—	△—
電 算 対 策 積 立 金	1,300	1,300	控除項目 計 (D)	25	37
特 別 積 立 金	8,350	8,350	自己資本額 (C-D) (E)	56,877	63,929
次 期 繰 越 剰 余 金 (又は次期繰越損失金)	2,033	2,410	資産 (オン・バランス) 項目	243,101	244,533
処 分 未 済 持 分	△—	△—	オフ・バランス取引等項目	858	840
その他有価証券の評価差損	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	5,929	5,940
営 業 権 相 当 額	△—	△—	リスク・アセット等計 (F)	249,890	251,315
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△—	△—	Tier1 比率 (A/F)	17.05%	19.10%
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△—	△—	自己資本比率 (E/F)	22.76%	25.43%
基本的項目 計 (A)	42,613	48,024			
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—			
一 般 貸 倒 引 当 金	126	302			
相 互 援 助 積 立 金	995	1,289			
負債性資本調達手段等	13,167	14,372			
負債性資本調達手段	11,204	12,409			
期限付劣後債務	1,963	1,963			
補完的項目不算入額	△—	△20			
補完的項目 計 (B)	14,288	15,942			
自己資本総額 (A+B)(C)	56,902	63,967			

- (注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
 なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
 なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
3. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成20年金融庁・農水省告示第22号）」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「—」（ハイフン）で記載しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	20年度			21年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	94,014	-	-	98,733	-	-
我が国の地方公共団体向け	47,695	-	-	54,026	-	-
地方公共団体金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	1,427	142	5	1,473	147	5
地方三公社向け	4,200	-	-	3,764	-	-
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	610,092	144,595	5,783	634,829	152,127	6,085
法人等向け	64,539	38,702	1,548	64,942	36,451	1,458
中小企業等向け及び 個人向け	95	60	2	74	48	1
抵当権付住宅ローン	301	103	4	211	72	2
不動産取得等事業向け	2,922	2,721	108	1,837	1,631	65
三月以上延滞等	392	180	7	163	130	5
信用保証協会等による 保証付	226	22	0	195	19	0
出資等	52,701	52,701	2,108	52,223	52,223	2,088
複数の資産を裏付とす る資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の 把握が困難な資産	55	481	19	43	435	17
証券化	206	227	9	87	126	5
上記以外	5,588	4,019	160	3,690	1,960	78
エクスポージャー別計	884,460	243,960	9,758	916,297	245,374	9,814
オペレーショナル・ リスクに対する所要 自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	5,929		237	5,940		237
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	249,890		9,995	251,315		10,052

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクについては、業種・大口集中等の回避によりリスクを軽減するなど、信用リスクの適切な管理を行うことにより、リスク量に見合う収益の確保に努めています。

具体的には、理事会で定めた「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル(市場リスク・信用リスク編)」に基づいて、リスク管理課において適切なリスク管理を行っており、リスク管理委員会を四半期毎に開催し、当社が保有するリスク量やリスク内容の報告及び対応方針の検討を行っています。

また、当社における貸倒引当金の計上は、「資産の評価および償却・引当細則」に基づき自己査定結果をもとに以下のとおり計上しています。

正常先・要注意先	債権額に予想損失率を乗じた額を一般貸倒引当金へ繰り入れる。ただし、その合計額が税法基準により容認される限度額を下回るときは、税法基準により算定した金額を繰り入れる。
破綻懸念先	Ⅲ分類額からキャッシュフローによる回収可能額を控除した残額、若しくはⅢ分類額に予想損失率を乗じた額を個別貸倒引当金へ繰り入れる。
実質破綻先・破綻先	Ⅲ分類額及びⅣ分類額について、全額を個別貸倒引当金への繰入又は直接償却を行う。

※ 予想損失率：貸倒実績率に一定の修正を加えて算出した率

● 標準的手法に関する事項

当社では、自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額を告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又は
 カントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク ・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向け エクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向け エクスポージャー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向け エクスポージャー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	20年度					21年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	855,672	96,492	200,737	-	277	894,672	84,713	213,199	-	77	
国外	28,582	-	28,300	-	-	21,536	-	21,295	-	-	
地域別残高計	884,254	96,492	229,037	-	277	916,209	84,713	234,494	-	77	
法人	農業	126	126	-	-	142	142	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	12,456	5,633	4,683	-	16,195	6,197	4,996	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	10,750	10,728	-	-	68	9,460	9,260	200	-	75
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,183	4,001	-	-	-	4,173	4,001	-	-	
	運輸・通信業	5,208	4,403	200	-	-	7,833	5,102	402	-	
	金融・保険業	675,889	37,999	134,346	-	-	698,651	30,445	134,976	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	28,801	26,470	992	-	200	24,829	22,650	1,026	-	
	日本国政府・地方公共団体	118,904	4,367	74,245	-	-	135,547	4,694	84,591	-	
	上記以外	19,569	70	14,568	-	-	13,995	58	8,300	-	
個人	2,690	2,690	-	-	8	2,158	2,158	-	-	2	
その他	5,673	-	-	-	-	3,222	-	-	-	-	
業種別残高計	884,254	96,492	229,037	-	277	916,209	84,713	234,494	-	77	
1年以下	489,213	14,667	16,447	-		528,641	17,690	17,689	-		
1年超3年以下	71,423	24,267	47,156	-		82,546	23,773	54,515	-		
3年超5年以下	93,361	21,533	61,910	-		74,821	12,839	50,195	-		
5年超7年以下	30,887	10,500	7,644	-		22,817	6,659	4,091	-		
7年超10年以下	67,484	3,015	47,002	-		103,232	2,266	82,936	-		
10年超	70,852	21,976	48,875	-		46,398	21,332	25,066	-		
期限の定めのないもの	61,031	531	-	-		57,752	152	-	-		
残存期間別残高計	884,254	96,492	229,037	-		916,209	84,713	234,494	-		

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。当会については、受益証券、金銭の信託において保有しておりますが、記載については省略しています。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	20年度					21年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	-	126	-	-	126	126	302	-	126	302
個別貸倒引当金	512	691	-	512	691	691	399	258	433	399

b. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		20年度						21年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
		目的使用	その他			目的使用	その他						
法 人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・ 不動産業	79	189	-	79	189	-	189	75	67	122	75	-
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・ 通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・ 保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・ サービス業	312	383	-	312	383	-	383	204	188	195	204	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	個人	120	117	-	120	117	-	117	119	2	115	119	-
	業種別計	512	691	-	512	691	-	691	399	258	433	399	-

(注) 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		20年度			21年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	－	149,623	149,623	－	160,353	160,353
	10%	－	1,676	1,676	－	1,686	1,686
	20%	8,451	583,461	591,913	9,723	605,129	614,852
	35%	－	294	294	－	205	205
	50%	30,867	286	31,154	34,181	84	34,266
	75%	－	80	80	－	64	64
	100%	8,235	101,101	109,337	11,686	92,965	104,652
	150%	115	23	138	85	10	96
	その他	－	36	36	－	33	33
自己資本控除	－	－	－	－	－	－	
合計	47,670	836,584	884,254	55,676	860,533	916,209	

(注) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定め、「適格金融資産担保付取引」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、非保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自会貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	20年度			21年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	4,200	-	-	3,764	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	7	3,668	-	8	3,658	-
中小企業等向け及び個人向け	-	14	-	-	9	-
抵当権付住宅ローン	-	7	-	-	6	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証 券 化	-	-	-	-	-	-
上 記 以 外	-	2	-	-	2	-
合 計	7	7,892	-	8	7,441	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。当会では、派生商品取引にかかる運用限度額ならびにロスカット基準を設定し、適切なリスク管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引き渡し又は資金の支払いを行う取引で、当会では該当する取引は行っていません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	20年度	21年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

20年度	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自組合貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	34	50	—	—	—	50
(2) 金利関連取引	0	0	—	—	—	0
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	9	10	—	—	—	10
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	1	1	—	—	—	1
(7) クレジット・デリバティブ	64	70	—	—	—	70
派生商品合計	110	133	—	—	—	133
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—	—	—	—	—
合 計	110	133	—	—	—	133

(単位：百万円)

21年度	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自組合貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	18	30	—	—	—	30
(2) 金利関連取引	7	7	—	—	—	7
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	1	1	—	—	—	1
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	0	0	—	—	—	0
(7) クレジット・デリバティブ	39	43	—	—	—	43
派生商品合計	67	83	—	—	—	83
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—	—	—	—	—
合 計	67	83	—	—	—	83

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブはファンドの中で取り組まれており、開示を省略しています。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本

クレジット・デリバティブはファンドの中で取り組まれており、開示を省略しています。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

当会については、投資家として証券化エクスポージャーを取得しており、個別にリスク分析等を行う等、適切に管理をおこなっています。

● 信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

● 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

● 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(1) 当社がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当社が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	20年度	21年度
クレジットカード与信	—	—
住 宅 ロ ー ン	—	—
自 動 車 ロ ー ン	—	—
そ の 他	231	125
合 計	231	125

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	20年度		21年度	
	残 高	所要自己資本額	残 高	所要自己資本額
リスク・ウェイト20%	—	—	—	—
リスク・ウェイト50%	65	1	13	0
リスク・ウェイト100%	118	4	55	2
リスク・ウェイト350%	21	3	18	2
その他のリスク・ウェイト	—	—	—	—
自己資本控除	25	25	37	37
合 計	231	34	125	42

(注) 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第6項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。

c. 自己資本比率告示第223条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	20年度	21年度
クレジットカード与信	—	—
住 宅 ロ ー ン	—	—
自 動 車 ロ ー ン	—	—
そ の 他	25	37
合 計	25	37

(注) 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付により自己資本控除になるもの及び信用補完機能をもつI/Oストリップスによる自己資本控除となった証券化エクスポージャーを記載しています。
 なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

d. 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	20年度	21年度
自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	—	—

(注) 自己資本比率告示附則第13条とは、平成18年3月31日時点で保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額について、平成26年6月30日までの間、証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセット額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセット額のうち、いずれか大きい額を上限とする措置のことです。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（事務リスク）」において管理しています。事務リスクの定義として「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当会が損失を被るリスク」としており、リスクの分類として①事故（システム障害を含む）、②交通事故、③事務ミスに分けています。管理部署は総務部とし、経営に重大な影響を与える不祥事件等、コンピュータ・システム障害についてはその都度、その他の事項については必要に応じて、理事会、経営管理委員会へ報告しています。

● オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に15%を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、「資産の評価および償却・引当細則」、「有価証券減損処理基準」に基づいて資産査定を行い、適切に償却を実施しています。特に、時価のある株式については「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（市場リスク・信用リスク）」により管理を行っており、一定基準を下回る銘柄が発生した場合には、回復可能性を判断して、個別に対処方針を決定しています。

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	20年度		21年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	3,760	3,760	3,472	3,472
非上場	44,045	44,045	44,054	44,054
合計	47,805	47,805	47,527	47,527

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	20年度			21年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	37	798	135	25	503	67
非上場	-	-	-	-	-	-
合計	37	798	135	25	503	67

(3) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

	20年度		21年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	71	1,661	263	480
非上場	-	-	-	-
合計	71	1,661	263	480

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

	20年度		21年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

8. 金利リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）について、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会においては、構成資産のうち農林中金への系統預金がかなりの運用割合を占めており、金利変動に対して柔軟な構成となっているものの、安定収益確保のため有価証券での運用を一定割合行っています。したがって、金利情勢等を踏まえた市場リスクの適切なマネジメントが必要不可欠となっています。

体制としては、ALM委員会において収支シミュレーションの実施、アロケーション方針の決定等を行い、リスク管理委員会においてモニタリング・検証を行っています。また、ALM委員会については企画管理課、リスク管理委員会についてはリスク管理課がそれぞれ主管しています。

●金利リスクの算定方法の概要

当会では、有価証券等の市場性資産に加え、貸出金や預け金、貯金等の金融資産・負債の金利リスク量を分散共分散法によるVaR（信頼区間99.0%、保有期間1年）により算出し、各リスクファクター間の相関を考慮した市場統合VaRの計測を行っています。

併せて、過去5年間の計測期間において1%の確率で起こりうる金利変動（1%タイル値、99%タイル値）による金利リスク（アウトライヤー基準に基づく金利リスク）を計測しています。

●内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減

【VaR計測によるリスク量】

(単位：百万円)

	20年度	21年度
市場統合VaR	10,051	5,111

【アウトライヤー基準に基づく金利リスク】

(単位：百万円)

	20年度	21年度
アウトライヤー基準に基づく金利リスク	△8,357	△8,031

ご参考

【府内JAバンク会員のご紹介】（平成22年7月1日現在）

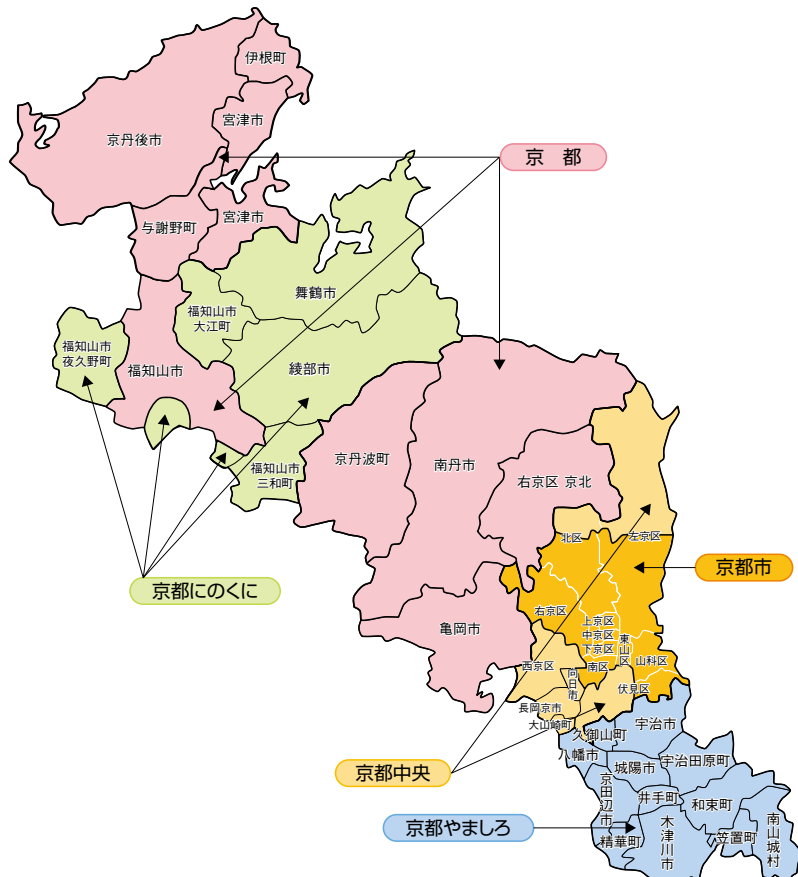
● 府内JA

JA名	郵便番号	住 所	電話番号	店舗数	ATM台数
京 都 市	615-0046	京都市右京区西院西溝崎町24	075-314-5631	17	16
京 都 中 央	617-0826	京都府長岡京市開田4-14-8	075-955-8571	19	17
京都やましろ	610-0331	京都府京田辺市田辺鳥本1-2	0774-62-1200	19	37
京 都	621-0806	京都府亀岡市余部町天神又2	0771-22-5505	29	60
京都にのくに	623-0053	京都府綾部市宮代町前田20	0773-42-1811	14	23
5 J A		計		98	153

● 当 会

店舗名	郵便番号	住 所	電話番号	A T M台数
本 店	601-8585	京都市南区東九条西山王町1	075-681-2412	1
事務センター	612-8451	京都市伏見区中島北ノ口町6	075-602-7511	—

京都府内農業協同組合一覧図





「JAバンク相談所」のご案内

JAバンクは、お客様の声を誠実に受け止めます。

JAバンク相談所の ご案内

「JAバンク相談所」は、JA等の信用事業に関する利用者の皆さまの苦情をお受けし、公正・誠実な立場から円滑な解決が図られるよう、京都府農業協同組合中央会が設置・運営している機関です。

「JAバンク相談所」は、利用者から苦情の申し出があった場合には、これを誠実に受け付け、利用者の了解を得たうえで、JA等に対して申し出のあった苦情の迅速な解決を求めるとしてしています。

JA等の信用事業に関するお取引でお困りの場合は、ご遠慮なく「JAバンク相談所」へ申し出ください。

JAバンクグループの第3者機関

京都府JAバンク相談所

所在地 ◆ 京都市南区東九条西山王町1番地 京都JA会館4階
(京都府農業協同組合中央会内)

受付時間 ◆ 月～金曜日 午前9時～午後5時
(金融機関の休業日を除く)

電話番号 ◆ 075-693-2105